

# 児童虐待から子どもを守ろう

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-796-8902

児童虐待の相談件数が年々増加しています。虐待が起こる背景には、子育ての悩み、周囲からの孤立、家庭の不和、経済的問題などのさまざまな要因があると考えられます。

## ◆児童虐待とは

親や養育者が子どもに危害を加えたり、不適切な育て方をすることを児童虐待といいます。

児童虐待は、次の4つに分けられますが、いくつかのタイプの虐待が同時に起こる場合も多くあります。

## ☆児童虐待の4つのタイプ

～「しつけのつもり」でも暴力は虐待です。～

### 《心理的虐待》

- 無視・拒否的な態度を取る
- 罵声を浴びせる・怒鳴る
- 言葉で脅す
- 子どもの目の前での夫婦喧嘩やDV
- きょうだい間で極端に差別するなど

### 《身体的虐待》

- 殴る・蹴る・叩く・投げ落とすなどの暴力
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 戸外に閉め出す など

### 《ネグレクト(保護の怠慢・養育の放棄)》

- 家に閉じ込める  
(学校に登校させない)
- 病気やけがをしても  
病院に連れて行かない
- 子どもを家に残したまま外出する
- 自動車の中に子どもを放置する
- ひどく不潔にする など

### 《性的虐待》

- 子どもへの性的行為の強要
- 性器や性的行為を見せる
- 性器を触る・触らせる
- ポルノグラフィの被写体にする  
など

## ◆「しつけ」と「虐待」の違い

しつけとは、子どもの成長をサポートすることです。その子らしさを尊重しながら、良いところを伸ばしていきます。「何をどのようにすればよいのか」を、子どもにも理解できる言葉や見本で伝えることが大切です。

一方、子どもの心や身体を傷つける言動はすべて虐待です。

保護者が「これはしつけだ」「子どものためだ」と思っている言動でも、子どもが苦痛を感じる場合は虐待であり、あってはなりません。